



## 許可手数料と許可期間

【手数料及び許可期間一覧表】

種別	単位	金額	許可期間	
はり紙又ははり札等	100枚まで毎に	400円	1ヶ月以内(但し、政治活動用に係るものは3ヶ月)	
立看板	1個につき	400円	1ヶ月以内	
アドバルーン	1個につき	1,350円	1ヶ月以内	
アーチ	1基につき	2,700円	3年以内(※1)	
懸垂幕	1個につき	700円	1ヶ月以内	
横断幕	1個につき	700円	2週間以内	
広告板、 広告塔 その他の 広告物	表示面積		3年以内(※1)	
	1㎡未満	1基につき		400円
	1㎡以上3㎡未満	1基につき		800円
	3㎡以上5㎡未満	1基につき		1,150円
	5㎡以上8㎡未満	1基につき		1,450円
	8㎡以上10㎡未満	1基につき		1,750円
	10㎡以上	1基につき		※2
※2 1,750+10㎡を超える1㎡ごと100円(1㎡未満の端数切り上げ)				
広告旗	広告板と同じ	1個につき	広告板と同じ	1ヶ月以内

※ 政治資金規正法第6条の届出を経た政治団体がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするときは、手数料不要。

※ 許可期間満了後も継続して設置する場合は更新手続きが必要になります。

※1 新規許可(既設利用)又は更新許可において有資格者点検を実施していない場合は1年以内。

## 申請手続きについて

広告物の新規又は変更許可申請の際は、各申請書に添付書類を合わせて2部ご提出ください。必要書類の一覧は以下の通りとなります。

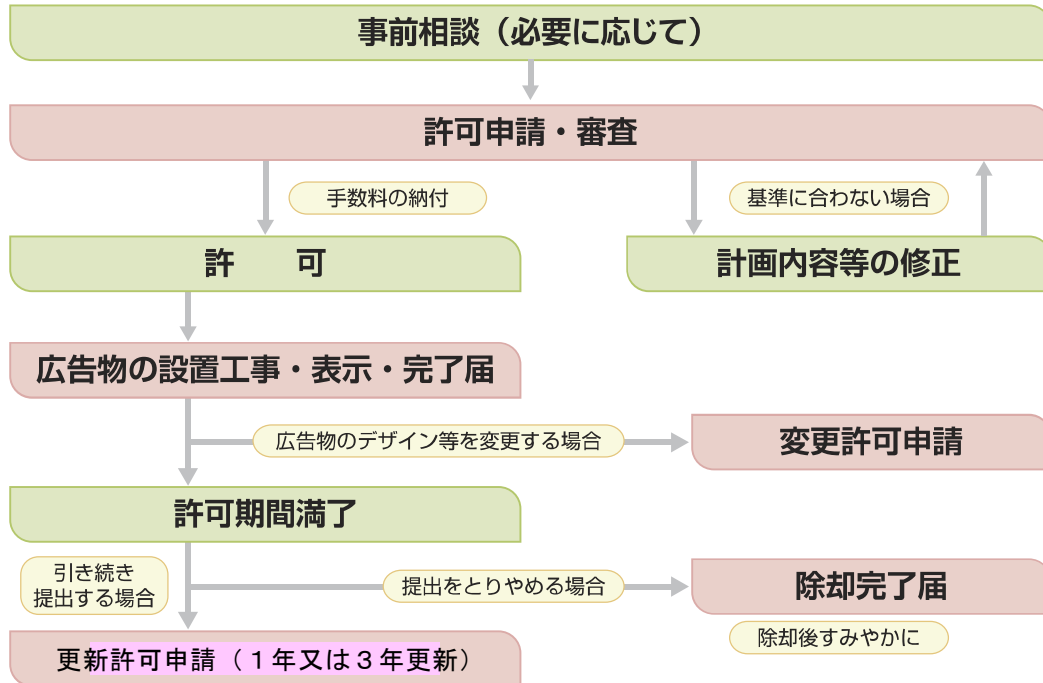
凡例：○要添付、△必要な場合のみ添付(備考欄を参照下さい)

添付図書	新規申請	変更申請	備考	
付近見取図(縮尺1/2500程度)	○		申請場所(敷地範囲)、方位等を明示	
配置図(1/200程度)	○	△	敷地全体、境界線、周辺道路、設置箇所等を明示(道路後退が必要なものは道路からの最短距離を記入)	
図面関係	平面図	○	配置図との兼用可	
	立面図	○	広告物や建築物の高さ・寸法・面積等を明示	
	意匠図	○	○	彩色が施された図面であること 素材・取り付け方法・仕上げ等を記入
	構造図(断面図)	△	△	基礎や取り付け状況等確認を求める場合に要
委任状	△	△	手続きを申請者が代理人に委任する場合に要	
道路占用許可書(写し)	△		道路占用を伴う場合に要	
承諾書	△		他者の敷地に設置する場合に要	
現況カラー写真	△		既存看板が設置されている場合に要 (撮影後3か月以内のもの)	
その他	△	△	上記のほか必要と判断した図書 (色彩基準検討図面、建築確認申請書(写し)など)	



## 手続きの流れ

屋外広告物の設置から除却までの手続きの流れは次のとおりです。



## 屋外広告業登録制度について

**屋外広告業を営むには、登録手続きが必要です。**

岡山市内で屋外広告業を営もうとする場合には、市内に住所を有しているか否かにかかわらず、その名称や営業所の所在地などを登録する必要があります。登録がなされていない場合、違反となりますのでご注意ください。



## 違反屋外広告物について

- 違反者（掲出者、業者、スポンサーなど）は、違反広告物を自ら除却する義務があります。
- はり紙、はり札等、広告旗、立看板などは、屋外広告物法に基づき、市が除却する場合があります。
- 市は、違反広告物の是正を口頭や文書で指導します。さらに、罰則が適用される場合もあります。

広告物にサビ、変形、腐食などが発生している状態は景観上の問題だけでなく、安全上大変危険です。適切な管理・点検を心掛けてください。

### お問い合わせ先

岡山市 都市整備局 都市・交通部 都市計画課 都市景観係

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号(本庁舎6F) TEL.086-803-1373(直通) FAX.086-803-1741